

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
【部門区分】第7部門第3区分
【発行日】平成28年6月23日(2016.6.23)

【公表番号】特表2014-513880(P2014-513880A)
【公表日】平成26年6月5日(2014.6.5)
【年通号数】公開・登録公報2014-029
【出願番号】特願2013-556877(P2013-556877)
【国際特許分類】

H 0 4 L 12/28 (2006.01)

【 F I 】

H 0 4 L 12/28 4 0 0

【誤訳訂正書】

【提出日】平成28年4月27日(2016.4.27)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0005

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0005】

シグナリングおよびプロトコルは、それ自体、すべてのデバイスが1つの送信側に対して受信しているという単純で並列の仕方で行われることを許容する。

【誤訳訂正2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0027

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0027】

第2フェーズ：小さい遅延後、D2、D3は、通信入力2上の信号を検出して、通信出力2をアサートする。信号の存在は、それらがスレーブであることを示す。D1は、信号が無いと判断して、それがマスタであることを決定する。